

大学生向け企業説明会のご案内

対象：令和8年3月に大学(院)・短大の卒業が見込まれる方
マイナビ2026から申込みを受け付けています。
日時/会場：全て同一内容ですので、下記の日程から都合の良い日を選択してください。(計8回開催)

日程	開催時間		会場
3月 8日(土)	① 9:00~12:00	② 14:00~17:00	プレスタワー 17階 (浜松市中央区旭町11-1)
3月 9日(日)	③ 9:00~12:00	④ 14:00~17:00	
3月12日(水)	⑤ 10:00~11:30	⑥ 15:00~16:30	ZOOMを使用したオンライン開催 ※3月5日(水)締切
3月13日(木)	⑦ 10:00~11:30	⑧ 15:00~16:30	

※プレスタワー開催については、前日まで申込み可能 ※全8回開催(説明会内容は全て同じです)
※参加を希望される方はいずれか都合の良い日時を事前に以下のサイトからご予約ください。
予約は開催日前日まで受付です。

《マイナビ2026 JAとぴあ浜松企業ページ》 <https://job.mynavi.jp/26/pc/search/corp103535/outline.html>

お問い合わせ先：JAとぴあ浜松 人事部 人事教育課 TEL.053-476-3116



税務相談会 4月

開催場所	日程	時間	ご予約・お問い合わせ
芳川支店	25(金)	9:00~11:30	南営農センター TEL:425-5931
飯田支店	25(金)	13:00~15:00	
中ノ町支店	4(金)	9:00~11:30	東・中央営農センター TEL:443-8022
豊西支店	4(金)	13:00~15:00	
和田支店	2(水)	9:00~11:30	東・中央営農センター TEL:443-8022
積志支店	2(水)	13:00~15:00	
西地区支店	18(金)	9:00~11:30	西営農センター TEL:485-2127
可新支店	18(金)	13:00~15:00	
富塚支店	10(木)	9:00~11:30	北営農センター TEL:485-6211
伊佐見支店	10(木)	13:00~15:00	
浜北営農緑花センター	17(木)	9:00~15:00	浜北営農緑花センター TEL:586-1116
湖西北支店	24(木)	9:00~11:30	
新居支店	24(木)	13:00~15:00	湖西営農センター TEL:578-2288
湖北営農果樹センター	11(金)	9:00~15:00	

※予約を優先させていただきますので、営農センターへご予約をお願いします。
※相談のご相談は「相続診断サービス」をご利用ください。
※詳しくはお近くのJA窓口までお問い合わせください。

広報誌「とぴあ」では、皆さまからのご意見・ご要望をお待ちしています。ご住所・お名前を明記の上、ハガキ・封書で本店広報課宛てに郵送いただくか、電子メール(とぴあのホームページ「ご意見・ご要望」)でお送りください(広報課内で検討し、今後の参考にさせていただきます)。



年金の受取のご案内

年金のお受け取りはJAとぴあ浜松で!!
年金無料相談実施中!!

令和7年度中に、公的年金の支給開始年齢となる方

★厚生年金★ **63歳 女性**

(昭和37年4月2日~昭和38年4月1日生まれの方)

★国民年金★ **65歳 男性・女性**

(昭和35年4月2日~昭和36年4月1日生まれの方)

年金手続きができる、**お誕生日の3か月前**になると、厚生年金や国民年金の手続き書類「**年金裁定請求書**」が、「**日本年金機構**」から郵送されてきます。

日本年金機構から
緑色の大きな封筒
が届いたら、まずは
JAとぴあ浜松へ
ご相談ください!!



JAとぴあ浜松では、社会保険労務士と連携して、年金に関するご相談と、年金手続きのお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください。



退職所得を受け取ったら、申告は必要!?

退職金を受け取る時、長年の勤務に対する報酬として、感慨深い気持ちが込み上げてくるものではないでしょうか。また、新たな人生のスタートを切るための資金として、期待や希望に満ちた気持ちになる方もいらっしゃるでしょう。

退職金は、退職時に受け取る一時金であり、税務上の取り扱いが重要です。特に、退職所得控除や確定申告の必要性について理解しておくことは、退職金を受け取るすべての人にとって大切です。以下に、退職金の取り扱いについて詳しく解説します。

アリアス税理士法人
代表社員
中野 謙治 税理士
Kenji Nakano



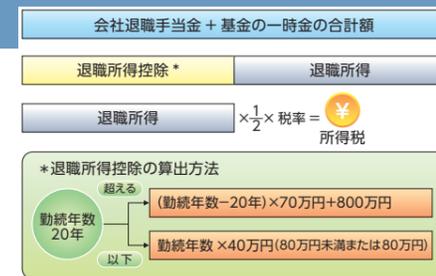
【退職所得とは】

退職所得とは、退職により勤務先から受け取る退職手当や一時金を指します。これには、確定拠出年金法に基づく企業型年金や個人型年金から支給される一時金も含まれます。退職所得は、他の所得とは分離して課税されるため、税負担が軽減される特典があります。
(退職金を年金形式で受け取る方法もありますが、今回は取り扱いません。)



【退職所得控除の概要】

退職金に対する税金は、退職所得控除を適用することで軽減されます。退職所得控除額は、勤続年数に応じて計算されます。図を参照ください。



【源泉徴収の仕組み】

退職金を受け取る際に、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、源泉徴収で課税関係が終了します。この場合、原則として確定申告は不要です。申告書を提出しなかった場合は、退職金の額から一律20.42%の所得税が源泉徴収され、確定申告で精算する必要があります。退職する際に会社から「退職所得の受給に関する申告書」について説明があると思いますのでしっかりと確認しましょう!!

【確定申告が必要なケース】

- 退職金に関する確定申告が必要なケースの一例をご紹介します。
- 医療費控除や寄附金控除を受ける場合
退職所得を含めた合計所得金額に基づいて控除の適用可否が判断されるため、確定申告が必要です。
- 複数の退職金を受け取った場合
同一年中に複数の退職金を受け取った場合、控除額の計算が異なるため、確定申告が必要です。

【退職金の税務申告のポイント】

退職金の税務申告においては、以下のポイントに注意が必要です。

- 申告書の提出
退職金を受け取る前に、必ず「退職所得の受給に関する申告書」を提出しましょう。これにより、源泉徴収だけで課税関係が終了します。
- 控除額の確認
勤続年数に応じた退職所得控除額を正確に計算し、申告書に記載することが重要です。控除額が適用されることで、税負担が軽減されます。
- 税務署や専門家への相談
不明点がある場合は、税務署や専門家に相談することをお勧めします。特に、退職金の取り扱いや控除の適用については、専門家の意見を参考にすることが有効です。



まとめ

退職金は、退職後の生活を支える重要な資金ですが、その税務上の取り扱いについては十分な理解が必要です。退職所得控除を活用し、適切な手続きを行うことで、税負担を軽減し、より良い退職後の生活を実現しましょう。

バックナンバーはこちらから



所得税編

相続編